

盟代表者ニ瓶明ハ別記ハ決議文ヲ朗讀セリ
(3) 神社参拝

爭議國ニ於テハ一昨三日日向島三圍神社ニ参拝セ
リ参會者約三〇名(爭議國眞應援者相半ス)ニシ
テ午後に特半公神社ニ至リ代表者何部故別記(三)
祈願文ヲ朗讀シ一同参拝ヲ終ヘ飯田セルカ相舌取續
テ爲シタルニ往復途中隊伍ヲ組ミ或ハ労働歌ヲ合
唱スル等示威運動ニ亘ルコトナリ静岡ニ終ヒセリ
引續キ注意警戒中

石 及申(通) 報 候 也

別記

△眞明有る所民諸君に訴ふ

同位有る所民諸君、一以不景氣に我々東不トタン板製造所後
業衰(字古名)を戸川合名会社破産の故を以て我々労働組合を
公認して居たにも拘りず一言の事生も有る如我々同志を去る十九日
解雇を表示した。其以前組合と今社とは極業員の採用は公解
雇等に由りては總ての事を今社にお譲り及び契約あり且実行
し奉りしに拘り、今社の今社側の行為は我々労働者及組合を棄
願したる多額同社の所置である(我々労働組合は其産廃々
業破産主義者の指導するもの労働組合とは違ふ)解雇に就
て我々は最も穩健に條理を立せる文書を呈し復職を懇求せ
し。今社側は種々として我々切ある要求を容るゝ事なく(三
十七日)の解雇命令を迫り来たりあること初め止むべくは
我々もこの解雇命令之を解凍し交渉を進めようとする今日に至
り橋梁にも又たの去る二十七日我々の平允な即ち全負解雇を
宣したるがある今社側は我々の苦境に憐れん行り顧みず率
而て我々の家族も有る余名は今社以不景氣の衝撃に耐え不為に